

# 2026年度 第1クォーター 定期試験 時間割表

試験日時	曜日	時限	試験時間	主担当教員	開講科目名称 1	持ち込み	教室
6月2日	火	1	60分	高橋 裕	法社会学入門	一切不可	II 263
6月2日	火	2	60分	安井 宏樹 他	現代政治入門	一切不可	II 263
6月3日 6月9日	水 火	1	90分	米倉 暢大 他	実定法入門	指定六法で書き込みのないもの	II 263
6月4日	木	4	60分	堀口 悟郎	憲法（人権）	指定六法で書き込みのないもの	II 263

※教室表示のIIは第二学舎（法学部）を示します。

## ■ 注意 ■

1. 持ち込みを認める科目は、上記のとおりです。変更になる場合もあるので掲示に気を付けてください。
2. 試験日・時限が変更になる場合もあるので掲示に注意してください（法学部HP「教務情報」データも更新予定）。
3. 他学部の試験科目については、必ず開講学部等の掲示板やHP、授業科目のBEEF+により事前に確認してください。
4. 座席は全席指定です。座席表は試験期間開始日の一週間前にうりぼーネットの掲示板でお知らせする予定ですので、必ず事前に確認してください。
5. 受験の際は、必ず「学生証」を携帯してください。受験中は必ず「学生証」（表面）を机上通路側に置いてください。「学生証」を忘れた時は、自動発行機で仮受験票を発行してください。※六甲台第1キャンパスは第三学舎1階学生コーナーに設置
6. 試験開始時刻から20分間 及び 試験終了時刻15分前から終了時刻までは、受験者の退出を認めません。
7. 試験開始後20分経過後、受験者の入室を認めません。
8. 答案作成にはペン又はボールペン（黒色又は青色）を用いてください。また、消せるボールペン、修正テープの使用は認めません。その他のペン・ボールペン、鉛筆、シャープペンシル、蛍光ペンは、下書やメモに限って使用しても構いません。
9. 答案用紙には解答以外の記載をしてはいけません。もしこれを記載したときは、不利益を受けることがあります。
10. 答案用紙は答案の成否にかかわらず、各枚毎に学籍番号、氏名を記入してください。なお、答案は白紙でも一切持ち出さないでください。原則として、答案用紙の追加配付は行いません。（担当教員が認めた場合に限り、追加配付を行うことがあります。）
11. 試験中、試験に不必要なものは、すべて座席の下（座席の下に置けない場合は机の下）に置いてください。※通路や隣の座席の上には置かないでください。
12. 六法及び教科書の参照を許可している場合でも、特に指示のない限り、書き込みのあるもの及び判例・解説の記載されている六法の参照は認めません。
13. 一度退室した者は、受験者全員の答案の回収が済むまでは再入室を認めません。
14. 携帯電話の電源は切り、カバンの中にしておくこと。時計としての使用は禁止します。
15. 試験終了後でも他の試験教室は試験が続いている場合があります。静かに退出してください。
16. 体調不良等の場合は登校を控えてください。なお、事由によっては追試験が認められる場合があります。法学部生は法学部HP 教務情報内の「追試験について」を確認し、期日までに必要書類をメールで提出してください。他学部生は所属学部の教務担当係に連絡する等、所属学部の指示に従ってください。

※神戸大学保険管理センターHP「感染症対応について」を参照ください。 <http://www.health.kobe-u.ac.jp/kansensyou/coronavirus.html>

以上の他、試験実施の注意事項は第二学舎玄関に掲示するので注意してください。

## 定期試験の六法持ち込みについて

### 重要

定期試験の際、六法の持ち込みが許可されている場合でも、特に指示のない限り、判例・解説付きの六法および書き込みのある六法の持ち込みはできません。

判例・解説付きの六法または書き込みのある六法を持ち込むと**不正行為**とみなされ、**今学期の成績がすべて不可**となります。

判例・解説のない、持ち込み可能な六法を「指定六法」とし、下記のとおり指定します。

**氏名・学籍番号・電話番号・住所等、持ち主の特定に係る文字以外の文字が一字でも書き込まれていれば書き込みのある六法とみなします。**

マーカー、ラインを引く事までは書き込みとみなしません。

※指定六法の「追録」は持ち込み可とします。

### 記

三省堂「デイリー六法」  
有斐閣「ポケット六法」・「六法全書」  
第一法規「司法試験用六法」  
ぎょうせい「司法試験用六法」

【注意】 上記は限定列举です。

上記の六法以外のすべての六法は、**指定六法には該当しません。**

－参考－

「学生便覧」 修学上の周知事項

「試験における不正行為に対する措置について」より抜粋

…試験等に際し、不正行為を行った者に対しては次の措置をとる。

1. 反省文を提出させる。
2. 当該学期の成績はすべて不可とする。  
不正行為及び反省文等によっては、上記のほか、次の措置をとることがある。
3. 次学期の試験の受験等を認めない。
4. 保証人に対し不正行為の事実とその措置について文書で通告する。
5. 懲戒処分（訓告・停学または懲戒退学）の手續に付する。

【参考】

経済学部HP <https://www.econ.kobe-u.ac.jp/exam-and-report-undergra>

経営学部HP <https://b.kobe-u.ac.jp/ugrad/teikishiken/>

教養教育院HP <http://www.iphe.kobe-u.ac.jp/jimu/kyomu/test/index.html>